

# 飼料増産重点地区の概要

## 1 飼料増産重点地区とは

飼料増産運動の推進方策として、飼料増産運動や自給飼料関係施策の地域農家等への周知徹底と、行政、関係団体による自給飼料の増産に基づいた地域の畜産振興を確実なものとするため、自給給飼料増産が可能な地域の選定と重点指導を行う地区。17年5月に開催した第1回全国飼料増産行動会議の時点で91カ所を登録。

## 2 飼料増産重点地区の追加登録について

飼料増産の取り組みを「点」から「面」に拡大するため、食料自給率向上の推進組織である「食料自給率向上協議会」で定めた17年度行動計画において、平成17年度末までに飼料増産重点地区を120カ所に拡大することが数値目標として設定されている。このため、平成17年度における飼料増産重点地区の追加登録を実施すべく、17年9月以降、追加登録に向けた働きかけやとりまとめを開始。その結果、46カ所が追加登録申請され、137カ所に拡大。

## 3 平成17年度追加登録における地区の定義

### (1) 対象となる地区

以下のいずれかに該当する地区を対象とする。

17年度において、都道府県の飼料増産行動計画等に即し、都道府県・市町村・JA等による指導や補助事業等による支援等が重点的に行われている地区であり、都道府県が重点地区として適当と認める地区(ただし、既存の登録地区は除く)。

18年度において、都道府県の飼料増産行動計画等に即し、都道府県・市町村・JA等による指導や補助事業等による支援等が重点的に行われると見込まれる地区であり、都道府県が重点地区として適当と認める地区。

### (2) 地区の範囲

地区の範囲は、市町村、JA、生産団体のいずれも可とする。

### (3) 取組みの項目は以下のとおり

稲発酵粗飼料の増産	国産稲わらの利用拡大	放牧の推進	草地更新やトウモロコシ作付等による単収向上	コントラクターの活用	消費者に対する理解醸成	その他
-----------	------------	-------	-----------------------	------------	-------------	-----

## 取組区分別・年度別の登録状況

取組み区分	H16	H17	計
耕畜連携	34		34
稲発酵粗飼料の増産		6	6
国産稲わらの利用拡大		13	13
放牧の推進	17	10	27
草地更新やトウモロコシの作付け拡大による単収の向上	8	7	15
コントラクターの活用	27	7	34
消費者に対する理解醸成	5		5
その他		3	3
計	91	46	137

## 地域ブロック別・年度別の登録状況

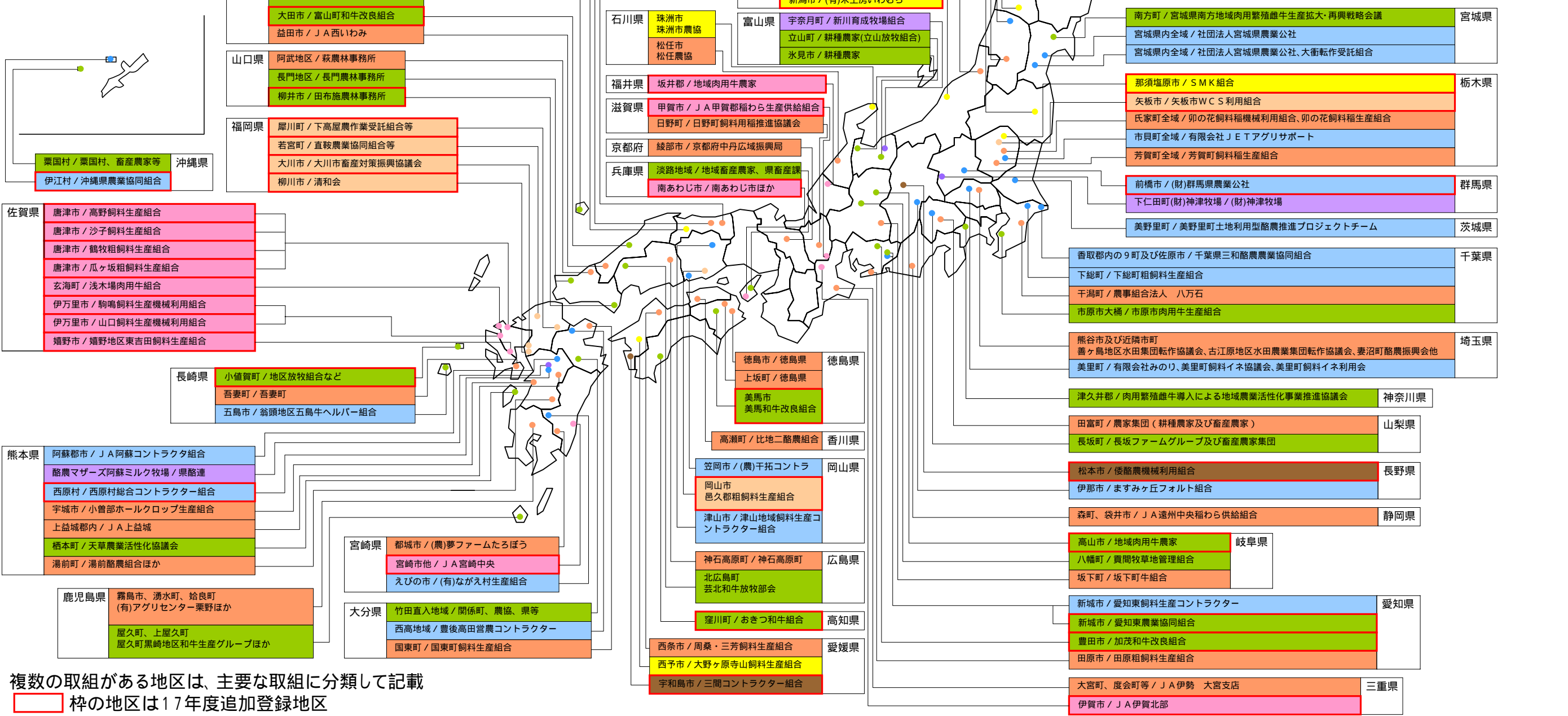
地域ブロック	H16	H17	計
北海道	14	9	23
東北	15	3	18
関東	16	4	20
北陸	6	2	8
東海	5	4	9
近畿	3	2	5
中四国	16	6	22
九州	15	15	30
沖縄	1	1	2
計	91	46	137

# 飼料増産重点地区の一覧

区分	取組内容	地区数	合計 137地区
	耕畜連携の推進	34	
	稲醗酵粗飼料の増産	6	
	国産稲わらの利用拡大	13	
	放牧の推進	27	
	草地の更新やトウモロコシの作付等による単収向上	15	
	コントラクターの活用	34	
	消費者の理解醸成	5	
	その他	3	

## 道府県別の凡例

上段：市町村名等（取組場所）  
下段：実施者  
（市町村名／実施者）



複数の取組がある地区は、主要な取組に分類して記載  
     枠の地区は17年度追加登録地区